

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成29年5月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	千葉県
3. 市区町村名	茂原市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.mobara.chiba.jp/0000001775.html

執行機関名 茂原市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	茂原市子ども医療費の助成に関する規則(平成15年茂原市規則第1号)による医療費の助成に関する事務
② 番号法別表第1の項	7	
③ 番号法別表第2の項	9	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		茂原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第1の項 茂原市子ども医療費の助成に関する規則(平成15年茂原市規則第1号)による医療費の助成に関する事務
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	茂原市子ども医療費の助成に関する規則(平成15年茂原市規則第1号)第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第1条 すべての国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やか</u> に生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。 2 すべての <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この規則は、 <u>子どもの医療</u> に要する費用(以下「子ども医療費」という。)を負担する保護者に当該費用の全部または一部を助成することにより、子どもの保健対策の充実、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって <u>子どもの保健の向上</u> 及び子育て支援体制の充実に寄与することを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		茂原市子ども医療費の助成に関する規則(平成15年茂原市規則第1号)